



町長あいさつ

このたび、令和3年5月の災害対策基本法の一部改正による避難情報の変更に伴い「久御山町洪水・地震ハザードマップ」を改訂いたしました。

近年、全国各地で様々な大規模災害が発生しており、こうした災害がいつどこで起こるかわからない状況です。

災害に対して私たちができることは、防災グッズの準備や食糧の備蓄、そして避難ルートや避難場所の確認など普段から家庭や地域で「災害時に備えること」です。

大規模災害による被害を減らすためには、自分の命は自分で守る「自助」と、隣近所など地域で支え合う「共助」を意識しておくことが大切です。この冊子を参考に常日頃からの備えを意識していただき、防災対策に努めていただきますようお願いいたします。

令和4年3月

久御山町長 信貴 康孝



はじめに

町長あいさつ	1
「避難はどうするの」Q&A	2

洪水編

避難時の心得	3
避難を始めるきっかけ	4
洪水浸水想定区域図(宇治川)	5,6
洪水浸水想定区域図(木津川)	7,8
洪水浸水想定区域図(桂川)	9,10
洪水浸水想定区域図(古川)	11,12
浸水継続時間	13,14
家屋倒壊等氾濫想定区域	15,16
28年の水害から学ぶ	17,18

地震編

地震の正しい知識を身につけましょう	19
活断層位置図	20
地震発生時の行動パターン	21
わが家の地震対策	22
震度分布図(南海トラフ地震)	23,24
震度分布図(生駒断層帯地震)	25,26

共通編

情報の伝達経路	27
情報の入手先	28
自助・共助・公助の連携	29
非常持出品チェックリスト	30
わが家の災害・避難カード	31

「避難はどうするの」Q&A

本町は最大浸水の想定ではほぼ全域が浸水します。
自分の身を守るため、状況に応じて適切な避難行動をとりましょう。

Q 避難とは避難場所に行くことですか？

A 避難場所に行くことは、避難の方法の一つですが、屋外に出ることが危険な場合や自宅に居ることが安全な場合は、自宅に留まり2階以上へ移ることも避難となります。また、親戚宅、知人宅、職場も避難の選択肢となります。

Q 避難指示等が発表されるのを待ってから避難をすべきですか？

A いいえ。周囲の状況や気象情報等の情報から自分が危険だと感じたら、避難指示等の発令や避難場所の開設を待たずに、周囲の安全な場所に避難してください。

Q 避難場所とは？

A 自宅に居ることが危険な場合に難を避けるための場所です。洪水等の危険性がなくなるまで一時的に身を置く場合や、地震等で自宅が倒壊し、一定期間生活をする場合があります。

指定緊急避難場所一覧

名称	所在地	電話番号
御牧小学校	相島曾根19	075-631-2275
久御山中学校	坊之池高河原7	075-631-7207
久御山町役場	島田ミスノ38	075-631-6111 0774-45-0001
佐山小学校	佐古内屋敷56	0774-43-1717
久御山高等学校	林北畑	0774-43-9611
東角小学校	佐古東角12	0774-43-8645

福祉避難所一覧

名称	所在地	電話番号
楽生苑	坊之池坊村中66	075-632-1094
ひしの里	佐古内屋敷81-1	0774-43-2626
久御山 しみずの里	佐山西ノ口146-1	0774-41-1081
京都府立 八幡支援学校	八幡市内里 柿谷16-1	075-982-7321

※福祉避難所は、一般的な避難所での生活が困難な方に対して、必要と判断した場合に開設します。

Q 避難場所は地域ごとに決まっているのですか？

A いいえ。災害の状況によって、開設されている避難場所の中から一番安全だと思う避難場所へ行きましょう。

Q 避難場所はいつ開設されるのですか？

A 町が避難指示等を発令したときや、大地震が発生した時に開設します。また、台風が近づいたとき等は、自主避難所を開設します。

Q ハザードマップで浸水する区域の中にある避難場所へ避難するのですか？

A 本町は、最大でほぼ全域が浸水区域内にあります。できれば他の市町村への早期避難を心がけましょう。しかし、他の市町村への避難が間に合わないときは、自宅の上階や近くの高い建物への避難が必要です。